

## 久留米市若年者の在宅ターミナルケア支援事業に関するQ&A(事業者向け)

番号	種別	質問内容	回答	掲載日
1	サービス提供	24時間365日サービス対応を行わなければならないのか。	24時間365日サービス対応をしていただく必要はありません。各事業所における営業時間や就業規則等の可能な範囲内で対応してください。	2019/5/27
2	サービス単価	福祉用具貸与の料金について、「介護報酬の算定方法に準じる」とあるが、突発的な対応や利用期間が短いなどの状況を鑑みて、介護保険制度とは別の価格設定が認められないか。	福祉用具貸与の料金について、介護報酬の算定方法を目安としますが、利用者との契約の中で、介護報酬とは別の価格を設定し、サービスを提供することを妨げるものではありません。	2019/5/27
3	事業スキーム	本事業のサービス利用に際して、コーディネータ業務を担う担当者を保健所内に配置し、ケース毎に円滑なサービス提供ができるような仕組みにならないか。	対象者への事業の説明につきましては、事業申請時に、保健所が丁寧に行います。また、その後のフォローも、市健康推進課の保健師が窓口となって、本事業の円滑な実施ができるよう対応してまいります。	2019/5/27
4	サービス提供	「ベッドやエアーマット、車いす等への移乗介助は医師または看護師の立会いの下で行うこと」の旨の基準を設けられないか。	本事業は、医師、訪問看護師、介護サービス事業者が連携しながら、サービスを提供していくことが必要であると考えます。移乗介助に関して一律に基準を設けることは難しいと考えております。利用者との契約の中で、サービス提供の要件を定めるなどにより、ご対応ください。	2019/5/27

●この他に頂いたご質問につきましても、順次回答させていただきます。